

四日市市選管告示第19号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第56条第1項及び第65条の13第1項による読み替え後の第56条第1項の規定により、平成28年6月23日から平成28年7月9日までの間に四日市市の選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されている選挙人以外の選挙人が不在者投票の記載をする場所を、次のとおり定めた。

平成28年6月20日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館 1階 ロビー

(選挙管理委員会事務局)